

高崎中学校の部活動に係る活動方針

1 活動方針の考え方

都城市立高崎中学校の部活動に係る活動方針については、「都城市教育委員会 部活動の在り方に関する方針（平成31年2月都城市教育委員会）」に則り策定する。

この活動方針は、生徒の成長にとって望ましい部活動となるとともに、活動時間が平日の時間外や休日等に及ぶ教員の奉仕的な活動であることからの負担軽減を図る観点に立ち最適に実施されることを目指す。

2 基本的な指導方針

- (1) 学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的かつ効率的・効果的に実施する。
- (2) 生徒の心身の健全な成長と充実した学校・家庭生活を送ることができるよう、適切な活動時間及び休養日を設定する。そのため、各部の指導計画、指導方針に基づいて、安全かつ適切な方法と時間で指導し、過重な負担とならないよう留意する。
- (3) 部活動を行う集団の一員として、自ら考え行動する自主的で実践的な態度、他者と協力し連帯する精神や公正さと規律を尊ぶ態度、克己心を育てる。
- (4) 技術・競技力を向上させるだけでなく、個性の伸長と生涯教育の一環として楽しみながら活動する面の両立を図る。
- (5) 体罰は決して許されないことを十分に意識する。

3 適切な運営のための体制整備

- (1) 校長は、毎年度「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。
- (2) 顧問は、年間活動計画ならびに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。
- (3) 校長は、「活動方針」及び「活動計画等」を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- (4) 校長は、活動方針及び活動計画等について、教職員評価制度のフィードバックや学校評価、学校運営協議会等において、年度末に評価を実施する。

4 運営

- (1) 部活動顧問会（校長・教頭・顧問・事務）を設けて、部活動に関する規定、内規その他について協議し、決定する。
- (2) 必要に応じて主顧問会（校長・教頭・顧問）を設けて協議し、職員会に報告し、決定することができる。
- (3) 部活動と、社会教育団体や保護者との問題については、校長が直接その解決にあたる。
- (4) 顧問は、事故防止については常に注意するとともに、事故発生の場合は速やかに緊急措置をと

るとともに、校長に報告する。

- (5) 休日・休業中、対外試合を実施する場合には、あらかじめ校長に計画を提出して承認を受ける。
- (6) 練習時間については、規定によるが、健康・安全については常に注意し、過度な練習にならないように留意する。
- (7) 学校の管理下で計画・実施する活動であるから、学校生活上のきまり等は率先して守るように指導する。
- (8) 部活動経費や部活動後援会費などで、保護者の負担加重とならないようにする。

5 入部及び退部

- (1) 年度初めにおいて、新入生はどの部の練習にも参加・見学しても良いこととする。新入生対面式(10日)以降を見学・体験期間とする。
 - 入部届は、4月19日(金)までに学級担任に提出する。
ただし、仮入部中は、新入生の体力に応じた配慮をすることと学習指導等も併せて行うこと。
 - ※ 平日の下校時間は18:00とする。
 - ※ 顧問が家庭訪問で監督できない場合、副顧問・あるいは副担任が対応する。
 - 上級生による、過度の勧誘については慎むよう指導する。
 - 原則として仮入部中の大会等の出場は認めない。ただし、諸事情(規定人数に満たない等)により申し出があった場合は、校長の承認を受け出場できるものとする。
- (2) 各部活動に在籍している2・3年生についても、年度初めに部活動規約を確認し、新たな決意を持って、4/10(水)までに、入部届けを提出する。
- (3) 年度途中において新規に入部する場合には、担任・顧問と十分相談の上、入部届けを顧問に提出する。
- (4) 退部する場合は、年度初め・途中を問わず、保護者、担任・顧問と十分相談の上、顧問に退部届けを提出する。

6 練習日・活動時間

- (1) 練習日・活動時間
 - ・ 部活動の練習は、「活動計画」に基づいて行う。
 - ・ 1日の活動時間は、平日に2時間程度、学校の休業日(学期末の週末を含む)に3時間程度とする。

(2) 終了時刻

	校門を出る時刻
4～7月	19:15
9～10月	18:45
11～12月	18:00
1～2月	18:15
3月	18:45

*女子生徒については、下校時間を考慮することとする。

*ただし、10月の地区秋季大会終了後は、11月の終了・下校時刻とする。県秋季大会に出場する部や吹奏楽部については、大会及び定期演奏会終了まで10月の時刻とする。

*活動終了後、速やかに下校する。部顧問は見届けの指導まできちんと行うこととする。

*部活動開始以降は、原則、学校裏や駐輪場付近の通行を禁止する。(吹奏楽部は除く)

*迎えを待つ場合、上記の校門を出る時刻を過ぎたら、小鳥の森で待つこととする。

- (3) 朝・昼休みの練習は、原則として禁止する。ただし、職員会等で許可されたものについては、顧問立ち会いのもとで、練習を許可する。
- (4) 中間テスト3日前、期末テスト4日前を部活動中止日とする。ただし、大会等を1週間以内に控えている場合は、顧問立ち会いのもと、1時間程度の練習を許可する。
- (5) 放課後は、学級活動・生徒会活動を優先するが、できるだけ部活動に支障がないようにする。
- (6) 出張、年休、その他の理由で顧問不在の時には、事前の顧問の指示、または副顧問の指示に基づき、校長・教頭で判断する。

7 休養日

顧問は、生徒の健康・体力、家庭で過ごす時間等を考慮して、適切に休養日を設定する。

- (1) 週当たり2日以上休養日を設定する。(平日1日、週末は1日以上)
- (2) 「家庭の日(第3日曜日)」と「学校閉庁日」は、原則として部活動は実施しない。
- (3) 週末及び家庭の日に大会やコンクールへの参加等で活動する場合には、休養日を他の日に振り替える。

この場合、平日の休養日の変更は原則としてその週の中で補い、週休日の休養日の変更はその月を含め、2か月以内に補い、休養日及び活動時間を設定する。

- (4) 長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。

8 生徒指導上問題があった生徒について

◎ 部活動停止の方法はできるだけとらず、部の活動を通して指導・改善を進める。

- (1) 中体連規定の違反および吹奏楽規定の違反等(茶髪・ピアス・極端な髪型・眉そり等)があった場合、部顧問会で対応する。その際、以下のようないずれかの措置をとることとする。
 - ・改善されたと認められるまでは大会や練習試合等出場停止。
 - ・奉仕作業1週間及び同等と認められる活動。

- (2) 改善がみられない場合や部の大半が関わっている場合、触法行為等（喫煙・万引き等）に関わった生徒については、職員会で協議して、対応について決定する。

9 部外者コーチ

- (1) 顧問による技術的な指導が難しい場合や、その他事情がある場合には、校長と顧問の話し合いによりコーチ依頼を決定し、職員会で報告する。
- (2) 中体連の大会に参加する場合には、地区中体連・県中体連への申請・承認がなければならない。

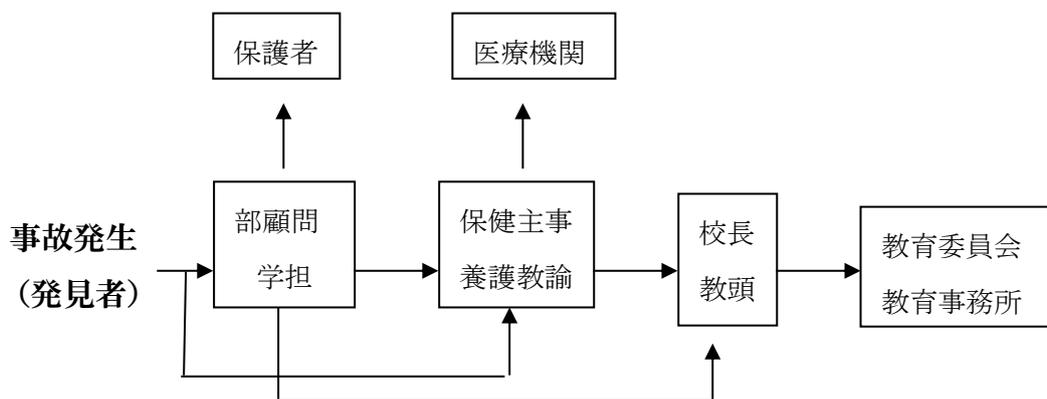
10 週末・祝日の練習および試合について

- (1) 顧問は必ず日程・場所などを休日等の部活動練習計画表に記入する。
- (2) 選手輸送は、顧問の判断により安全な方法をとる。

11 事故の処理

- (1) 事故が発生した場合には、直ちに応急処置をとり、校長、保護者、関係者に連絡し、必要な処置を行う。
- (2) 事故後、顧問は養護教諭と連絡を取り、日本体育学校健康センターの手続きをとる。

* 救急連絡体制



12 部活導の費用

- (1) 協会主催大会や、練習試合の費用は各部負担とする。
- (2) 部費については、各部後援会で決定する。
- (3) 高崎中部活動育成会費として年に1回、1,000円を納める。

13 服装

- (1) 活動時の服装は、原則として練習着、体育服、または華美でないTシャツとする。
- (2) 下校時は、制服、または練習着・体育服とする。

14 昼食

- (1) 土・日曜日、祭日の昼食は、弁当および水筒（ペットボトルは禁止）を持ってくることを原則とするが、事情により弁当を持参できないときは、顧問の許可をもらって購入する。（購入する際は、パン・おにぎり等に限る。お菓子等は絶対に購入しないこと）
- (2) 昼食の場所は、各部ごとに場所を指定する。なお、ゴミ等は各自で持ち帰ること。

15 部室及び用具利用

顧問は、絶えず使用場所の保安と清潔化に努め、円滑利用を図り、常に利用の状況について指導を行う。また、部活用具は、後始末・管理をしっかりと（計画的に清掃を行うこと）。女子生徒は、空き教室等で着がえること。

16 表彰

中体連関係大会、教育委員会、協会、各種団体などの表彰は、すべて全校集会で披露する。

17 特記事項

総合・秋季体育大会の競技種目ではあるが、本校に部活動がない競技に参加希望の生徒がいる場合は、出場することができる。

18 廃部規定

地区大会に団体戦のある競技で、2大会連続で団体戦の人数がそろわず、単独校での出場ができない部活動は、募集を停止（休部）する。募集停止後は、部員の意思を確認する。（練習を続ける、他の部活に転部する）次年度からは廃部とする。